

令和六年二月

第三百十七回定例会提出議案

青森県議会

番号	件名	摘要
第一号案	令和六年度青森県一般会計予算案	1 歳入歳出予算 七千二百二十億円 2 債務負担行為 青森県立三沢航空科学館電気設備改修工事代金ほか三十九件 3 地方債 港湾事業ほか四十九件 五百四億百万円 (担当課 財政課)
第二号案	令和六年度青森県公債費特別会計予算案	1 歳入歳出予算 千三百九億二千八百十七万五千円 2 地方債 一般会計借換債 三百九億六千五百五十九万六千円 (担当課 財政課)
第三号案	令和六年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算案	○ 歳入歳出予算 二十一億二千七百六万五千円 (担当課 財政課)
第四号案	令和六年度青森県港湾整備事業特別会計予算案	1 歳入歳出予算 十四億九千百十七万三千円 2 地方債 港湾整備事業 七億八千七百万円 (担当課 財政課)

議案 第十号	議案 第九号	議案 第八号	議案 第七号	議案 第六号	議案 第五号	番号
令和六年度青森県 国民健康保険特別 会計予算案	令和六年度青森県 鉄道施設事業特別 会計予算案	令和六年度青森県 駐車場事業特別会 計予算案	令和六年度青森県 公共用地先行取得 事業特別会計予 算案	令和六年度青森県 管理特別会計予 算案	令和六年度青森県 証紙特別会計予 算案	件名
○ 歳入歳出予算 千二百三十八億三千九百六十九万二千円  (担当課 財政課)	1 歳入歳出予算 六十九億二千五百七十六万八千円 2 地方債 鉄道施設事業 八億五千六百万円  (担当課 財政課)	○ 歳入歳出予算 三千二百五十八万八千円  (担当課 財政課)	○ 歳入歳出予算 三億百七十三万六千円  (担当課 財政課)	○ 歳入歳出予算 四億四千二百一十一万八千円  (担当課 財政課)	○ 歳入歳出予算 二十三億五千四百二十八万九千円  (担当課 財政課)	摘要

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	議 案 第十一 号 令和六年度青森県 母子父子寡婦福祉 資金特別会計予算 案	議 案 第十二 号 令和六年度青森県 小規模企業者等設 備導入資金特別会 計予算案	議 案 第十三 号 令和六年度青森県 林業・木材産業改 善資金特別会計予 算案
摘 要	<p>1 歳入歳出予算 一億七千六百四十一万二千元</p> <p>2 債務負担行為 令和六年度母子福祉資金貸付金ほか二件</p>	<p>1 歳入歳出予算 三十億二千六百七十六万七千元</p> <p>2 地方債 中小企業高度化資金貸付金 十二億六千六百十九万四千元</p>	<p>○ 歳入歳出予算 一億二千九百五十四万二千元</p>
(担当課 財政課)	(担当課 財政課)	(担当課 財政課)	<p>○ 歳入歳出予算 一億三千二百二十四万九千元</p>
議 案 第十四 号			
令和六年度青森県 沿岸漁業改善資金 特別会計予算案			
(担当課 財政課)			

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和六年度青森県 病院事業会計予算 案	令和六年度青森県 工業用水道事業会 計予算案	令和六年度青森県 下水道事業会計予 算案
摘 要	<p>1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額 収入 三百十二億六千三百七十一万八千円 支出 三百二十一億九千九百六十八万五千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 十五億七千三百七十二万千円 支出 三十五億九千三十八万七千円 つくしが丘病院</p> <p>2 収益的収入及び支出の予定額 収入 十八億四千七百十九万四千円 支出 二十億三千百二十二万四千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 四千九十万円 支出 四千三百六十五万九千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>1 収益的収入及び支出の予定額 収入 八億九千八百四十六万円 支出 八億六千八百一十三万円 資本的収入及び支出の予定額 支出 九億四千二百六十八千円</p> <p>2 流域下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 四十九億三千六百七十三万六千円 支出 四十九億三千九百六十四千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 四十三億六千九百四十二万七千円 支出 四十三億七千五百九十九万九千円 十和田湖特定環境保全公共下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 三億六千三百七十七万五千円 支出 三億六千六百六十三万三千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 一億五百九十二万円 支出 一億七百四十九万二千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>1 流域下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 四十九億三千六百七十三万六千円 支出 四十九億三千九百六十四千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 四十三億六千九百四十二万七千円 支出 四十三億七千五百九十九万九千円 十和田湖特定環境保全公共下水道 収益的収入及び支出の予定額 収入 三億六千三百七十七万五千円 支出 三億六千六百六十三万三千円 資本的収入及び支出の予定額 収入 一億五百九十二万円 支出 一億七百四十九万二千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	青森県公立学校情報機器整備基金条例案	障害に関する用語の表記の整理に関する条例案	青森県部等設置条例の一部を改正する条例案
摘 要	青森県公立学校情報機器整備基金を設置するものである。  (担当課 学校施設課)	障害に関する用語の表記の整理を行うものである。  (担当課 障害福祉課)	十和田食肉衛生検査所及び田舎館食肉衛生検査所を統合して青森県食肉衛生検査所を設置し、東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所及び西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所を統合して西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所を設置し、家畜衛生に関する事務に関する地域県民局の所管区域を改め、並びに上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所の名称及び所管区域並びに下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所の所管区域を改めるものである。  (担当課 人事課)

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 二 十 二 号	青 森 県 附 属 機 関 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	青 森 県 精 神 医 療 審 査 会 等 の 委 員 の 定 数 を 改 め、 及 び 障 害 に 関 す る 用 語 の 表 記 の 整 理 を 行 う も の で あ る。  (担 当 課 人 事 課)
議 案 第 二 十 三 号	青 森 県 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局 に 係 る 事 務 処 理 体 制 の 充 実 を 図 る 等 の た め に 知 事 の 事 務 部 局 の 職 員 の 定 数 を 改 め る も の で あ る。  (担 当 課 人 事 課)
議 案 第 二 十 四 号	職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	青 森 県 環 境 保 健 セ ン タ ー の 廃 止 及 び 青 森 県 衛 生 研 究 所 の 設 置 に 伴 う 所 要 の 整 備 を 行 い、 並 び に 障 害 に 関 す る 用 語 の 表 記 の 整 理 を 行 う も の で あ る。  (担 当 課 人 事 課)
議 案 第 二 十 五 号	職 員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案	六 十 歳 に 達 し た 職 員 に 係 る 給 料 月 額 の 減 額 措 置 に よ る 減 額 前 の 給 料 月 額 よ り 高 額 の 給 料 月 額 の 給 料 を 支 給 さ れ た こ と が あ る 職 員 の 退 職 手 当 の 基 本 額 の 特 例 を 定 め る も の で あ る。  (担 当 課 人 事 課)
議 案 第 二 十 六 号	青 森 県 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 の 一 	生 活 保 護 法 の 規 定 に 準 じ て 行 う 外 国 人 に 対 す る 被 保 護 者 健 康 管 理 支 援 事 業 の 実 施 に 関 す る 事 務 に つ い て 個 人 番 号 を 利 用 す る こ と が で き る こ と と し、 及 び 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 所 要 の 整 備 を 行 う も の で あ る。  (担 当 課 行 政 経 営 課)

番 号	議 案 第二十七号	議 案 第二十八号	議 案 第二十九号	議 案 第三十号	議 案 第三十一号
件 名	青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案	青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案	青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例案	青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案
摘 要	附票本人確認情報の保護に関する審議会を青森県情報公開・個人情報保護審査会とするものである。 (担当課 市町村課)	青森県環境保健センターの廃止及び青森県衛生研究所の設置に伴う所要の整備を行うものである。 (担当課 環境政策課)	修学資金の返還債務の免除を受けられる施設等の範囲を拡大するとともに免除の要件を改める等の改正を行うものである。 (担当課 医療薬務課)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び児童福祉法の改正に伴う所要の整理を行うものである。 (担当課 保健衛生課)	手数料の額を改めるものである。 (担当課 高齢福祉保険課)

番 号	議 案 第 三 十 二 号	議 案 第 三 十 三 号	議 案 第 三 十 四 号	議 案 第 三 十 五 号	議 案 第 三 十 六 号
件 名	青森県国民健康保 険事業費納付金に 関する条例の一部 を改正する条例案	青森県子育て支援 対策臨時特例基金 条例の一部を改正 する条例案	青森県精神科病院 に係る任意入院者 の症状等の報告の 徴収に関する条例 の一部を改正する 条例案	青森県漁港管理条 例の一部を改正す る条例案	青森県都市公園条 例の一部を改正す る条例案
摘 要	国民健康保険法の改正に伴う所要の整理を 行うものである。	基金の設置期間を延長するものである。  (担当課 高齡福祉保険課)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 の改正に伴う所要の整理を行うものである。  (担当課 障害福祉課)	漁港漁場整備法の改正に伴う所要の整理を 行うものである。  (担当課 漁港漁場整備課)	新青森県総合運動公園の総合体育館の五十 メートルプール等の使用料を定めるとともに 二十五メートルプールの使用料の額を改め、 及び青森県総合運動公園の水泳場を廃止する ものである。  (担当課 都市計画課)



番 号	議 案 第 三 十 七 号	議 案 第 三 十 八 号	議 案 第 三 十 九 号	議 案 第 四 十 号
件 名	青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案	青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案	青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案
摘 要	住宅及び複合建築物の低炭素化の促進のため誘導すべき基準への適合性の評価において標準計算法及び誘導仕様基準による方法を併用する場合に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を徴収するものである。	住宅及び複合建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合性の評価において標準計算法及び誘導仕様基準による方法を併用する場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を徴収するものである。	手数料の額を改めるものである。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガスの充てんの許可を受けた移動式製造設備のみを使用する場合の高圧ガス製造許可申請手数料の額を改めるものである。  (担当課 消防保安課)

番 号	議 案 第 四 十 一 号	議 案 第 四 十 二 号	議 案 第 四 十 三 号	議 案 第 四 十 四 号	議 案 第 四 十 五 号
件 名	青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案	青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案	青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案	青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例案
摘 要	地方自治法の改正に伴う所要の整理を行うものである。  (担当課 病院局)	学校職員の定数を改めるものである。  (担当課 教職員課)	警備業の認定証の再交付及び書換えに関する事務の廃止に伴う所要の整理を行うものである。  (担当課 生活保安課)	猟銃技能講習受講手数料の額を改めるものである。  (担当課 生活保安課)	自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに関する事務の廃止に伴う所要の整理を行うものである。  (担当課 交通企画課)

番 号	議 案 第 四 十 六 号	議 案 第 四 十 七 号	議 案 第 四 十 八 号	議 案 第 四 十 九 号
件 名	青森県探偵業届出 証明書交付手数料 等徴収条例を廃止 する条例案	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件	権 利 の 放 棄 の 件
摘 要	探偵業届出証明書の交付に関する事務の廃止に伴い条例を廃止するものである。  (担当課 生活保安課)	1 工 事 の 表 示 駒込ダム取水放流設備工事 2 請 負 代 金 十六億三千二百四十万円 3 契 約 の 相 手 方 佐藤鉄工株式会社  (担当課 河川砂防課)	1 工 事 の 表 示 青森県立八戸工業高等学校（普通教室棟外）改築工事 2 請 負 代 金 八億三千四百二十四万円 3 契 約 の 相 手 方 寺下・高橋特定建設工事共同企業体  (担当課 学校施設課)	1 債 務 者 弘前市在住 個人A 2 放 棄 す る 権 利 の 内 容 平成十四年十二月分から平成十九年一月分まで、同年五月分から同年十月分まで、平成二十年四月分から同年九月分まで、平成二十二年六月分、平成二十三年九月分から平成二十四年九月分まで、平成二十五年三月分、平成二十六年三月分、同年五月分、同年七月分及び同年十一月分の県営住宅小沢団地の家賃の納付の請求権  (担当課 建築住宅課)

番 号	議 案 第 五 十 号	議 案 第 五 十 一 号	議 案 第 五 十 二 号
件 名	権利の放棄の件		
摘 要	<p>1 債務者 青森市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 平成十九年三月二十一日から同月二十三日まで、同年四月三日、同月六日、同月十二日、同月二十五日、同年五月四日、同月二十六日、同年六月四日、同月八日、同月十五日、同年十二月十四日、平成二十年一月八日、同月十日、同月十一日、同月十八日、同年三月十九日、同年四月十一日、同月二十日、同年八月三日、同月二十六日、平成二十一年一月二十六日、同年五月二十日、同年七月二十四日及び同年八月十四日の青森県立中央病院の使用料の納付の請求権</p> <p>(担当課 病院局)</p>		
摘 要	<p>1 債務者 青森市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 平成二十三年五月一日から同年六月三日までの青森県立中央病院の使用料の納付の請求権</p> <p>(担当課 病院局)</p>		
摘 要	<p>1 債務者 栃木県宇都宮市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 平成二十五年二月二十三日から同月二十八日までの青森県立中央病院の使用料の納付の請求権</p> <p>(担当課 病院局)</p>		

番 号	議 案 第 五 十 三 号	議 案 第 五 十 四 号	議 案 第 五 十 五 号	議 案 第 五 十 六 号
件 名	権 利 の 放 棄 の 件	権 利 の 放 棄 の 件	権 利 の 放 棄 の 件	包 括 外 部 監 査 契 約 の 件
摘 要	<p>1 債務者 青森市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 平成二十八年三月九日、同年四月十九日、 同年五月二日、同年六月六日、同年二十三日、 同年三十日、同年六月六日、同年十三日、 同年二十日及び同年二十七日の青森県立中 央病院の使用料の納付の請求権</p>	<p>1 債務者 青森市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 令和二年二月二十一日の青森県立中央病 院の使用料の納付の請求権</p>	<p>1 債務者 青森市在住 個人A</p> <p>2 放棄する権利の内容 令和二年十二月十六日の青森県立中央病 院の使用料の納付の請求権</p>	<p>令和六年度に係る包括外部監査契約を締結 するものである。</p> <p>(担当課 行政経営課)</p>

番 号	議 案 第 五 十 七 号	議 案 第 五 十 八 号	議 案 第 五 十 九 号	議 案 第 六 十 号
件 名	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの定款の一 部変更の件	青森県教育委員会 教育長の任命の件	青森県教育委員会 委員の任命の件	青森県監査委員の 選任の件
摘 要	地方独立行政法人青森県産業技術センターの資本金に係る定款の変更を行うものである。	青森県教育委員会教育長風張知子の任期が令和六年三月三十一日をもって満了するので、後任の教育長の任命について同意を得るものである。	青森県教育委員会委員戸塚学が令和六年三月三十一日をもって辞職するので、補欠の委員の任命について同意を得るものである。	青森県監査委員川嶋由紀子の任期が令和六年三月三十一日をもって満了するので、後任の監査委員の選任について同意を得るものである。  (担当課 人事課)

番 号	件 名	摘 要
議 案 第六十一号	令和五年度青森県 一般会計補正予算 (第五号)案	<p>1 歳入歳出予算の補正 六十億三千九万九千円 (補正後の歳入歳出予算の総額)</p> <p>2 八千二十六億四千三百四十二万五千円 債務負担行為の補正</p> <p>3 令和五年度水産流通基盤整備費ほか四件 地方債の補正 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 ほか六件 二十一億五千三百万円</p> <p>(担当課 財政課)</p>
議 案 第六十二号	令和五年度青森県 下水道事業会計補 正予算(第三号) 案	<p>○ 流域下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正</p> <p>収入 二億六千四百万円 支出 二億六千四百万円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	件 名	摘 要
第 報 二 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年二月二十五日上北郡東北町字滝沢尻一の三地先の国道において、当該国道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金五万五千二百七十円を支払う。</p> <p>（令和五年十二月十八日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>
第 報 一 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 三戸郡新郷村在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和四年七月八日三戸郡新郷村大字戸来字館神七二の一地先の国道において枝の落下による事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金五千六百十円を支払う。</p> <p>（令和五年十二月十八日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>



番 号	報 告 第 三 号		報 告 第 四 号
件 名	專 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )		專 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )
摘 要	1 和 解 の 相 手 方 上 北 郡 東 北 町 在 住 個 人 A 2 和 解 の 内 容 県 は、 令 和 五 年 二 月 二 十 五 日 上 北 郡 東 北 町 字 滝 沢 尻 一 の 三 地 先 の 国 道 に お い て、 当 該 国 道 の 穴 ぼ こ に 起 因 す る 事 故 に よ つ て、 個 人 A 所 有 の 自 動 車 が 損 傷 し た こ と に よ り 生 じ た 損 害 の 賠 償 金 と し て、 同 人 に 対 し て 金 三 万 九 千 八 百 二 十 円 を 支 払 う。 ( 令 和 五 年 十 二 月 十 八 日 專 決 処 分 )	1 和 解 の 相 手 方 上 北 郡 七 戸 町 在 住 個 人 A 2 和 解 の 内 容 県 は、 令 和 五 年 二 月 二 十 五 日 上 北 郡 東 北 町 字 滝 沢 尻 一 の 三 地 先 の 国 道 に お い て、 当 該 国 道 の 穴 ぼ こ に 起 因 す る 事 故 に よ つ て、 個 人 A 所 有 の 自 動 車 が 損 傷 し た こ と に よ り 生 じ た 損 害 の 賠 償 金 と し て、 同 人 に 対 し て 金 五 万 九 千 八 百 円 を 支 払 う。 ( 令 和 五 年 十 二 月 二 十 二 日 專 決 処 分 )  ( 担 当 課 道 路 課 )	

番 号	報 告 第 五 号	報 告 第 六 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）
摘 要	<p>1 和解の相手方 宮城県黒川郡大和町宮床字下小路二四 株式会社みちのく観光</p> <p>2 和解の内容 県は、令和四年九月七日十和田市大字奥 瀬地内の国道において当該国道上の樹木に 接触したことによって株式会社みちのく観 光所有の自動車が増傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同株式会社に対し て一般自動車総合保険契約に基づき保険会 社が支払った金二十六万四千二百二十七円 のほか金十万円を支払う。</p> <p>（令和六年一月四日専決処分）</p>	<p>（担当課 道路課）</p> <p>令和四年九月七日十和田市大字奥瀬地内の 国道において当該国道上の樹木に接触したこ とによって株式会社みちのく観光所有の自動 車が増傷したことにより生じた損害について 三井住友海上火災保険株式会社が一般自動車 総合保険契約に基づく保険金の支払を行った ことにより、保険法第二十五条第一項の規定 により代位取得した損害賠償請求権に係る損 害についての県の同株式会社に対する損害賠 償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 二十六万四千二百二十七円</p> <p>（令和六年一月四日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>

番 号	件 名	摘 要
第 報 八 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年二月十五日八戸市大字市川町字下田塚四の一二地先の県道において当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して個人用自動車保険契約に基づき保険会社が支払った金一万三千八百六十円のほか金一万三百五十円を支払う。</p> <p>（令和六年二月二日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>
第 報 七 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年一月十五日三沢市大字三沢字平畑六五の九地先の県道において、当該県道上の樹木の枝に接触したことによって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金十数万円を支払う。</p> <p>（令和六年二月一日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>

番 号	報 告 号	報 告 号
件 名	專決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	專決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>令和五年二月十五日八戸市大字市川町字下田堺四の一二地先の県道において当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害について損害保険ジャパン株式会社が個人用自動車保険契約に基づく保険金の支払を行ったことにより、保険法第二十五条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同株式会社に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 一万三千八百六十円</p> <p>（令和六年二月二日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>	<p>1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和四年十二月十四日東津軽郡平内町大字東滝字雷電林国有林四二一林班れ小班地内の県道において、当該県道の枝の落下による事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して新総合保険契約に基づき保険会社が支払った金二万四千九十九円のほか金二十九万六千九百九十五円を支払う。</p> <p>（令和六年二月六日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>

番 号	報 告 第 十 一 号	報 告 第 十 二 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>令和四年十二月十四日東津軽郡平内町大字東滝字雷電林国有林四二一林班れ小班地内の県道において、当該県道上の枝の落下による事故によって個人A所有の自動車に損傷したことに伴って生じた損害について東京海上日動火災保険株式会社が新総合保険契約に基づく保険金の支払を行ったことにより、保険法第二十五条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同株式会社に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 二万四千九十円</p> <p>（令和六年二月六日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人Aは、令和五年十月二十七日東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一〇六の六地内において同人所有の自動車（以下「本件自動車」という。）の運行及び県有自動車の運行による事故によって本件自動車及び県有自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金三十一万八千七百八十六円を支払う。</p> <p>（令和六年二月九日専決処分）</p> <p>（担当課 労政・能力開発課）</p>

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 三 号	専 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 令和四年二月十二日青森市柳川一丁目一 一二の五五地先の青森港本港地区小型船舶 用物揚場において青森ベイブリッジからの 氷塊の落下による事故によって個人A所有 の小型船舶が損傷したことにより生じた損 害の賠償金として、同人に対して金百六十 二万九千三百二十円を支払う。</p> <p>(令和六年二月十六日専決処分)</p>
報 告 第 十 四 号	専 決 処 分 し た 事 項 の 報 告 の 件 ( 和 解 の 件 )	<p>1 和解の相手方 青森市佃二丁目一九の七 Sea Data Holdings株式会社</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年五月十九日青森市安方二 丁目八の三地内において県有自動車の運行 による事故によってSea Data Holdings 株式会社所有の建物が損傷したこ とにより生じた損害の賠償金として、同株 式会社に対して金百三十六万二千二百十八 円を支払う。</p> <p>(令和六年二月十六日専決処分)</p> <p>(担当課 企画調整課)</p>